

帝京大学および帝京大学短期大学における障がいのある学生への支援の基本方針

I. 基本理念

帝京大学および帝京大学短期大学（以下「本学」という。）は、基本的人権を尊重し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の基本理念に基づき、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）を受入れ、修学のための必要かつ適切な支援を積極的に行う理念を共有し、障がい学生の自立および社会参加へ向けて総合的な支援を図る。加えて、障がいの有無や程度によって分け隔てられることなく、本学の構成員が相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会としての大学を目指す。

II. 合理的配慮の提供

本学は、高い教養と専門的能力を培えるよう教育の質を維持しつつ、障がい学生が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うなど、障がい学生個々の状態・特性等に応じ多様かつ個性が高い、合理的な配慮の提供を行う。

III. 受入れ態勢および支援方針

本学は、障がいのある大学進学希望者や障がい学生に対して、大学全体としての受入れ態勢や支援体制の方針を示す。

1. 障がい学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。
また、高度の教育および学術研究の府としての教育の質を維持する。
2. 障がい学生の支援における権利の主体は学生本人にあり、学生本人の要望に基づいた合理的な調整を行う。
3. 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行う。
4. 大学全体として専門性のある支援体制の確保に努める。
5. 障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮する。

2015 年 6 月策定

2024 年 1 月改定